

議案第 33 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊賀市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。